

# 令和6年度 八女市社会福祉協議会 事業計画書



第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1次八女市再犯防止推進計画

基本理念・基本目標

## 基本理念

心豊かに、共に支えあい、

安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女

基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり

基本目標2 連携した支援ができる体制づくり

基本目標3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

基本目標4 社会参加の意識づくり

## 令和6年度 事業計画書

### 基本方針

令和6年度も「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画 第1次八女市再犯防止推進計画」に則り、市民や行政及び関係機関に必要とされる社協づくりのための更なる基盤整備を図るために、包括的支援体制を強化しながら、八女市における「地域共生社会」づくりに努めます。

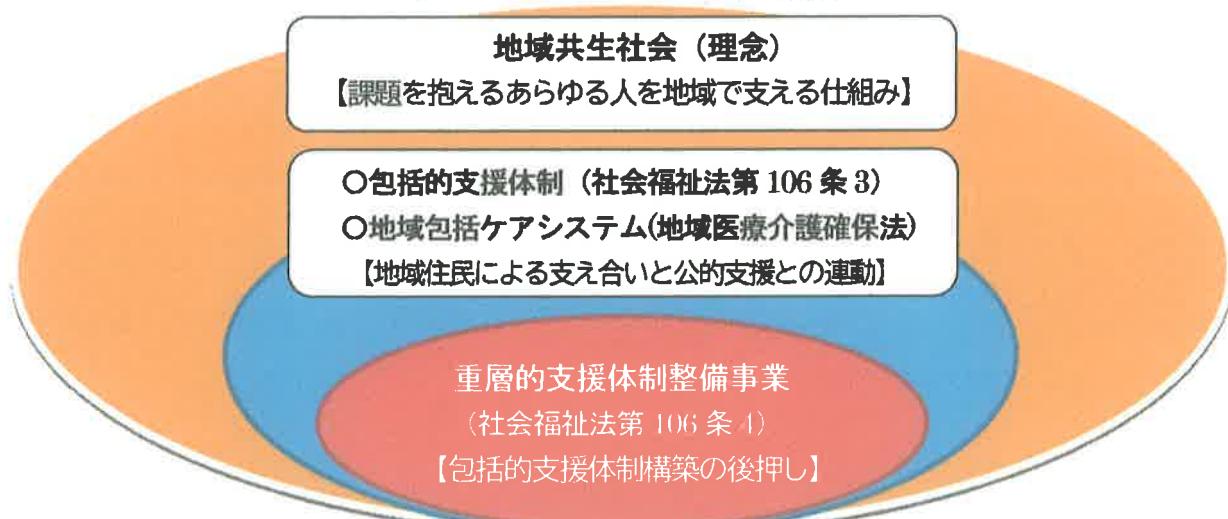
具体的には制度の狭間で支援を必要としている人たちが抱える福祉課題について、八女市と一体となって解決に取り組むとともに、地域のさまざまな関係機関と連携し、協働の中核を担う機能としての「福祉総合相談センター」をはじめ、小地域福祉活動及び制度の狭間に立たされている人を支援する拠点施設（ほっと館やめ）の相談支援機能を拡充し、新たに不登校児童に対する生活向上支援をはじめ、ひきこもり等就労までの距離がある人への支援プランを作成し、プランを活用した具体的な支援を実施します。

また、小地域福祉活動においては予防的観点を重視しながら、高齢者のフレイル防止や見守り機能強化、社会的孤立のリスク軽減を図りながら、サロン活動等通いの場への支援とあわせて、住民の主体性を育み「福祉でまちづくり」の基盤となる福祉教育の推進を行います。さらに、八女市からの受託事業である「ごみ出しサポート事業」や本会独自事業の「お助けサポート事業」、八女市社会福祉法人連絡会との連携によるごみ屋敷清掃といった社会貢献事業等を通じて、「互助」や「共助」の層を厚くする取り組みを行います。

同時に、低所得者及び高齢者、障がい者等への住まいの支援を通して、日常生活自立支援事業及び法人後見支援事業、居住支援事業との連携による生活支援をはじめ、中核機関の機能を活かして、家庭裁判所や弁護士、司法書士等の司法関係との連携を強化しながら、暮らしを支える権利擁護支援のネットワークを強化します。あわせて、将来的な市民後見人の選任を見据えて、本会の法人後見支援事業において、市民後見人としての実践を積んでいただく基盤整備を図り、権利擁護支援体制の拡充をめざします。

これらをふまえ、本年度は「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」のもと、「福祉でまちづくり」の実現に向けて、社会福祉法人や民生委員児童委員をはじめ、福祉分野以外の機関との連携・協働による訪問支援（アウトリーチ）を徹底しながら、「重層的支援体制整備事業」（市受託事業）の機能として追加された、①断らない相談支援 ②社会とのつながりや参加の支援 ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

### ◎「地域共生社会の理念及び事業の位置づけ」（※出典：厚生労働省）





## 1 重点目標

- (1) 福祉の情報をわかりやすく適切に提供するとともに、相談支援体制を充実し、関係機関との連携を図りながら、複雑化した福祉の課題を抱える世帯の相談に応じ地域に出向く等、必要な人が気軽に相談できる体制を整えます。
- (2) 認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、安心して生活を送ることができるよう支援する体制の更なる基盤強化に努めるとともに、社会的つながりが弱い人に寄り添い、誰もが違いを認め合い、お互いに支えあうことができる関係性及び支援体制づくりに努めます。
- (3) コロナ後の見守り活動やふれあいサロンの支援等、住民参加による小地域福祉活動事業の推進と地域の支えあいを基本とし、絆を深め孤立化を防ぐ地域づくりを推進します。
- (4) 福祉教育の推進及びボランティアの育成により、社会参加の意識づくりをすすめます。

## 2 実施計画

総務部門、地域福祉活動部門、在宅福祉・福祉施設事業部門、施設管理運営部門が横断的な連携を図りながら、各事業をすすめるよう努めます。社協が推進する地域福祉活動の主体と場を住民と小地域に求め、住民の主体的な活動を支援し、日常生活圏域における相談から支援まで包括的な活動の展開をめざします。本所・支所のそれぞれの地域特性を考慮し、円滑な事業展開に努めます。

## (1) 総務部門

- ア 理事会
- イ 評議員会
- ウ 監査
- エ 委員会
  - (ア) 福祉サービスに関する苦情解決委員会
  - (イ) 評議員選任・解任委員会
  - (ウ) 事務改善委員会
  - (エ) 経費削減委員会
  - (オ) 第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会
  - (カ) 特別養護老人ホームゆいのもり入所検討委員会
- オ 諸規程の整備
- カ 人事、給与
- キ 予算、決算及び経理
- ク 財産の管理及び保全
- ケ 職員の研修（全体研修、職種別研修、新任研修ほか）
- コ 管理職会議

## (2) 地域福祉活動部門

### ① 広報啓発活動の充実（ふれあいのまちづくり事業）

- ア やめ社協だよりの発行（年12回）
  - (ア) 有識者と職員（本所・支所）による広報編集会議の開催
  - (イ) 視覚障がいのある人等への情報提供を行う音声コードの掲載
  - (ウ) 市の広報紙発行日にあわせて、毎月1日に年12回発行
- イ 社協ホームページの活用
- ウ 社協事業パンフレットの見直し及び活用
- エ FM八女やLINE（ライン）等メディアの活用

### ③ 暮らしの相談事業の実施（ふれあいのまちづくり事業）

- ア 心配ごと相談事業
- イ 法律相談事業
- ウ 司法書士相談事業

### ④ 生活支援体制整備事業の実施（市受託事業）

#### ア 生活支援コーディネーターの配置

##### (ア) 第1層生活支援コーディネーターを1名配置

エリア	配置数	配属先
八女市全域	1名	本 所

##### (イ) 第2層生活支援コーディネーターを9名配置

エリア	配置数	配属先	エリア	配置数	配属先

旧八女市地域	4名	本 所	上陽町地域	1名	上陽支所
黒木町地域	1名	黒木支所	立花町地域	1名	立花支所
矢部村地域	1名	矢部支所	星野村地域	1名	星野支所
計	9名				

(ウ) 生活支援コーディネーター連絡会の開催（月1回）

イ 地域資源の見える化

- (ア) サロンをはじめとする、「地域の集いの場」の調査及び地域課題の把握
- (イ) 「地域の集いの場」への情報提供及びボランティア活用等の支援
- (ウ) 食料品や日用品の配達等を一覧化した地域資源情報冊子の随時更新

ウ 地域包括支援センターとの連携

- (ア) 小地域ケア会議への参加
- (イ) 日常生活圏域ケア会議への参加
- (ウ) 地域包括ケア推進支援会議への参加

エ 矢部村地域の買い物支援の展開及び新たな買い物困難地区への支援

オ ボランティアセンターとの連携による対象者に合わせた講座の開催

- (ア) デジタルシニア講座の開催
  - はじめてのスマートフォン教室
  - はじめてのＬＩＮＥ（ライン）教室
- カ 生活支援サービス事業（お助けサポート事業）の実施
  - (ア) 訪問支援（アウトリーチ）による生活課題、支援ニーズの把握
  - (イ) 日常生活上のちょっとした困りごとに対する生活支援サービスの実施
    - 利用者と生活支援ボランティアの需給調整及び相談支援

⑤ ごみ出しサポート事業の実施（市受託事業）

ア ごみ出し支援世帯への具体的支援体制づくり

- (ア) ごみ出し支援世帯への訪問支援（アウトリーチ）等による実態把握
- (イ) ごみ出し支援の実施
  - 利用者とボランティアの需給調整
  - 可燃ごみ出し支援活動の実施

⑥ 地域介護予防活動支援事業（市受託事業）

ア 介護予防のための専門指導士の派遣

- (ア) 健康運動指導士の派遣
- (イ) 歯科衛生士の派遣
- (ウ) 栄養士の派遣
- (エ) 認知症予防指導士の派遣

イ 八女市及び生活支援コーディネーターとの連携による人材育成

- (ア) フレイルサポーターの育成及び登録の推進
  - フレイルサポーター養成講座の開催
  - フレイルサポーターへのフレイルチェック練習会の実施

- (イ) フレイルサポーターの派遣
  - ふれあいサロン等でのフレイルチェック実施
- (ウ) 地域介護予防研修会の開催

## ⑦ 権利擁護事業の実施

### ア 権利擁護センターの運営

- (ア) 日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）の推進
  - 専門員の配置（全エリア）
    - 本所・各支所にそれぞれ専門員を配置し、担当エリア制を導入
    - 福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理の支援
    - コーディネート機能の強化
    - 処遇困難ケースについて協議する「ケース会議」の開催
    - 生活支援員養成講座の開催
    - 生活支援員研修会及び連絡会の開催
  - (イ) 法人後見支援事業の実施
    - 検討委員会及び審議委員会、運営委員会の開催
    - 被後見人等への財産管理及び身上保護の実施
    - 成年後見制度が必要な方への申立て支援実施
    - **市民後見人養成講座修了者の活用**

**拡充**

### (ウ) 福祉資金貸付事業

低所得者世帯、高齢者及び障がい者世帯等への資金の貸付を行うとともに、借受世帯の自立更生を促進

- 生活福祉資金貸付業務（県社協からの事務委託）
- 福祉貸付金の貸付業務
- 法外援助資金貸付業務
- 福祉資金貸付委員会の開催
- 特例貸付償還期間中に生活困窮状態が続いている借受人世帯への相談支援

### (エ) 居住支援体制整備の促進（国交省補助事業）

- 居住支援法人活動の実施
  - ・入居前の支援として、住宅確保要配慮者への住宅相談など賃貸住宅等への入居に係る情報提供及び相談対応の実施
  - ・入居中の支援として、見守り及び要配慮者への生活支援等の実施

### イ 成年後見制度による中核機関の受託及び運営（市委託事業）

- (ア) 校区及び民生委員担当区等、小規模単位の地域における学習会等の開催
- (イ) 地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センター等との連携
- (ウ) 受任調整会議の開催等
- (エ) 家庭裁判所等との連携による後見人等への支援
- (オ) 市民後見人養成講座の開催

## ⑧ 地域公益事業の推進

### ア 社会福祉法人連絡会との連携による社会貢献事業の推進

- イ ふくおかライフレスキュー事業への参加及び支援センターの配置  
(ア) ごみ屋敷清掃及び災害発生時の支援活動等の実施

⑨ 小地域福祉活動の推進

ア 小地域福祉活動の推進

- (ア) 民生委員児童委員等との連携による福祉活動の推進  
(イ) 民生委員児童委員連絡協議会及び主任児童委員部会定例会への参加  
(ウ) ふれあいサロン等地域の様々な場での情報提供  
(エ) 地区福祉のつどいの推進

各地区福祉のつどい、福祉大会、福祉まつりへの参加協力

イ 住民参加による地域福祉活動の基礎組織や担い手づくり

- (ア) 「福祉部会」(まちづくり団体等)  
(イ) 「福祉ネットワーク推進委員会」(行政区、民生委員児童委員担当区等)  
(ウ) 「福祉委員」(行政区等)  
(エ) 「見守り連絡員」(隣近所等)

ウ 地域に出向いた相談支援や情報提供

福祉部会や福祉ネットワーク推進委員会等の場を活用した地域課題把握

エ 社協ホームページや社協だよりを活用した地域福祉活動の情報発信

⑩ 社協会費（会員）・共同募金を活用した地域福祉活動の支援

⑪ 住民参加による地域福祉事業の推進（ふれあいのまちづくり事業）

ア ふれあいサロン活動の支援

- (ア) ふれあいサロン支援者養成講座の開催  
(イ) ふれあいサロン運営費の助成及び立ち上げの支援  
(ウ) 地区ふれあいサロン連絡会議及び交流会の開催  
(エ) 生活支援コーディネーターとの連携による地域課題及び支援ニーズの把握、地域人材・資源の発掘

⑫ 移動及び外出支援の推進

ア デマンド交通運営事業（ふる里タクシー）の実施（市受託事業）

- (ア) 登録手続き及びオペレーター業務  
(イ) ふる里タクシーに関する情報提供

イ 福祉有償運送事業の実施

運転ボランティアの確保及び育成

⑬ 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業

ア 重層的支援体制整備事業

個別の専門支援機関だけでは制度間の狭間で課題解決につながらない、地域住民の複合かつ複雑化した課題や支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、重層支援コーディネーター並びに相談支援包括化推進員を配置します。具体的な事業については、八

女市からの委託事業として「多機関協働事業」「アウトリーチ等継続的支援事業」「参加支援事業」を受託し、八女市社協既存の福祉総合相談センター事業や生活支援コーディネーターによる地域支援事業を活かしながら、①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

#### (ア) 相談支援

##### ア) 福祉総合相談センター事業

- 本所・各支所に福祉総合相談センターの設置
- 子どもから高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等の様々な相談対応及び関係機関との連携
- 地域包括支援センター、リーベル等関係機関との情報交換及び連携強化による相談支援体制の充実

##### イ) 多機関協働事業／（市受託事業）

- 相談支援包括化推進員（まるごとサポーター）の配置

エリア	配置数	配属先	エリア	配置数	配属先
旧八女市地域	3名	本 所	上陽町地域	1名	上陽支所
黒木町地域	1名	黒木支所	立花町地域	1名	立花支所
矢部村地域	1名	矢部支所	星野村地域	1名	星野支所
計	8名				

相談支援包括化推進員（まるごとサポーター）は課題が複合・複雑化したケースに対し、適切な支援計画を作成するため、関係者や関係機関（多機関）との情報交換を行うとともに、関係する専門機関の役割を整理し、支援の方向性を示す役割を担います。

- 関係機関連携会議及び個別支援会議の開催
- 支援プランの検討
- 相談支援包括化推進員連携会議の開催（月1回）



##### 【単独の支援機関では課題解決につながり得ないケース】

- 重層的支援会議

調整役として新たに「重層支援コーディネーター」を配置し、多機関協働事業で作成した支援プランについて、市担当課及び支援関係機関が参加してプランの適切性を判断します。

- ・支援方針の共有
- ・支援プランの適切性の協議
- ・支援機関の明確化と役割分担

##### ウ) 訪問支援（アウトリーチ）等を通じた継続的支援事業／（市受託事業）

長期にわたって、ひきこもりの状態にある人やその家族等、自ら支援につながることが難しい人への信頼関係の構築に向けた働きかけを行います。

##### （イ） 参加支援／（市受託事業）

○ 参加支援事業

重層的支援会議の方針に基づき、生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員及び福祉生活支援室（ほっと館やめ）が一体となり、社会参加に向けた就労支援や居場所をつくる支援等、社会資源を活用した多様な参加支援につなげます。

**拡充** イ ひきこもり支援や生活困窮者のための拠点施設の運営及び支援事業の実施

(ア) 福祉生活支援室の運営（ほっと館やめ『本所・上陽支所』）

ひきこもり支援をはじめとした、フードバンク事業による生活困窮者支援の拠点施設として、八女市と連携を強化しながら、下記の支援事業を通して、相談窓口の充実をはじめ、アウトリーチ支援や参加支援等を実施します。

（本所）旧八女市十立花 ／ （上陽支所）上陽十星野十矢部十黒木

ア) ひきこもりサポート事業（市受託事業）

○ 不登校・ひきこもりに関する相談支援

・当事者団体や関係機関との連携による支援

不登校・ひきこもり親の会や精神対話士等の支援者、傾聴ボランティア及び医療機関との連携による個別支援

・農業等を通じた居場所づくりの確保による社会参加の促進

野菜づくりや一時雇用（臨時）等を通じた参加支援及び授産施設との連携による家庭内作業等を通した参加支援

・教育関係機関及び相談支援機関との連携

八女市教育支援センター「あしたば」との連携による軽作業体験等を通じた相談支援及び参加支援

○ ひきこもり講演会の開催

○ 外国人支援団体との連携による相談支援

外国人支援団体及び関係機関との連携による個別支援の実施

イ) フードバンク事業の実施

市民への食品募集等によるフードバンク事業の展開及び子ども食堂支援

ウ) 家計相談支援事業（市受託事業）の実施

エ) 学習支援活動の支援

八女市内の高校生等学習支援ボランティアのコーディネートの実施

**拡充** オ) 生活困窮者等地域づくり事業

福祉生活支援室「ほっと館やめ」及び相談支援包括化推進員の生活困窮世帯への支援を通して、市内の企業や農家等の協力事業所を開拓し、ひきこもり者本人や生活困窮者の試行的（トライアル）雇用の環境整備に努め、すべての人居場所と役割づくりを行います。

○ ひきこもり等就労までに距離のある人への支援プランの作成及びプランを活用した支援の実施

⑩ ひとり親家庭等生活向上支援事業（市受託事業）

ア コーディネート機能による子どもの居場所づくり支援

(ア) 子どもと「支援」を結びつける調整機能を担うコーディネーターとして、相談支援

包括化推進員（まるごとサポーター）をあて、子どもの居場所づくりをはじめ、子ども食堂実施団体等への相談支援及び開設支援の実施

- (イ) 子ども食堂等団体の連携会議及び情報共有
- (ウ) 関係機関連携会議及び資金貸付業務やほっと館業務から得られた生活困窮児童家庭等の把握と関係機関へのつなぎ
- (エ) 地域ボランティアとの連携による子どもの居場所づくりや物資支援及び宅食支援の実施
- (オ) 子ども食堂等を担う人材発掘のための支援【②一キー（イ）記載】
- (カ) 不登校児童に対する生活向上及び学習定着支援

拡充

⑯ 災害ボランティアセンターの基盤整備

- ア 災害時相互協力協定団体との連絡会の開催
- イ 福岡県社会福祉協議会や近隣社会福祉協議会との連携
- ウ 「災害時対応の手引き」（災害ボランティアセンター活動マニュアル）の活用
- エ 災害ボランティア事前登録の推進
- オ 災害時相互協力協定団体及び八女市社会福祉法人連絡会との連携による災害支援

⑰ 福祉教育活動の推進（ふれあいのまちづくり事業）

- ア 暮らしと福祉の講座の開催
- イ 福祉教育教材「ともに生きる」の活用促進
- ウ 福祉体験学習・講座の支援（小・中・高等学校等）

⑱ 当事者団体の組織化と活動の活性化

- ア 在宅介護者の会活動への協力（ふれあいのまちづくり事業）
- イ 不登校・ひきこもり親（家族）の会活動への協力

⑲ 各福祉事業（団体）の活動支援

- ア 高齢者福祉事業の推進
  - (ア) シニアクラブ活動への協力支援
- イ 障がい者福祉事業の推進
  - (ア) 身体障害者福祉協会への協力支援
  - (イ) 福祉作業所への協力支援
  - (ウ) 視覚障害者福祉協会活動への協力支援
  - (エ) 聴覚しうがい者協会への協力支援
  - (オ) 精神障害者家族会への協力支援
  - (カ) 当事者団体への協力支援
- ウ 母子寡婦福祉事業の推進
  - (ア) 母子寡婦福祉会活動への協力支援
  - (イ) 母子・父子ふれあい事業への協力支援
- エ 青少年健全育成事業や児童福祉活動への協力
  - (ア) 子ども会事業への協力支援

- (イ) 青少年健全育成事業への協力
- オ その他の福祉活動への協力支援
  - (ア) 保護司会への活動支援
  - (イ) 遺族連合会活動への協力

⑯ 八女市金婚式事業の実施（市受託事業）

⑰ 世代間交流事業の実施

- ア 福祉サービス利用者と地域住民、保育園児及び小学校児童による世代間交流事業の実施
  - (ア) ふれあい田んぼ

⑱ ボランティアセンター活動推進事業

- ア 広報啓発活動の充実
- イ ボランティアセンターの運営強化
  - (ア) ボランティアコーディネーターの配置
  - (イ) 福祉生活支援室及び関係機関との連携による、障がい者等へのボランティア活動の機会づくり
- ウ ボランティアの育成
  - (ア) 点訳活動推進の支援
  - (イ) 手話活動推進の支援
  - (ウ) 要約筆記ボランティア活動への支援
  - (エ) 音訳ボランティア活動への支援
  - (オ) 給食サービス等在宅福祉活動の支援
  - (カ) 八女市ふれあいサロン支援者の会への支援
  - (キ) ふれあいいきいきサロン地域支援団体への支援
  - (ク) 生きがいデイサービスボランティア活動への支援
  - (ケ) 傾聴ボランティア活動への支援
  - (コ) ボランティア連絡協議会活動への支援
- エ ボランティア登録の推進とボランティア保険の加入促進
- オ ボランティアコーディネート機能の強化
  - (ア) ボランティア活動についての相談、斡旋
  - (イ) 福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備  
　　社協ホームページや社協だよりによる福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備及びボランティア活動についての相談、斡旋
- カ 各種ボランティア講座等の開催
  - (ア) ボランティア入門講座の開催
  - (イ) 傾聴ボランティア養成講座の開催
- キ 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援ボランティアの育成
  - (ア) 生活支援ボランティア養成講座の開催
  - (イ) 子ども食堂や子どもの居場所づくりを担うボランティア養成講座の開催

**㉗ その他の事務・事業**

**ア 福岡県共同募金会八女市支会の運営**

(ア) 八女市支会理事会・配分委員会の開催

(イ) 共同募金運動の実施

市内の小・中・高校生及び障がい者福祉施設へ標語・イラストを募集し、募金運動を推進

(ウ) 歳末たすけあい募金運動の実施

(エ) 八女市支会の運営事務

(オ) 募金実績向上のための実務者会議の開催

**イ 日本赤十字社八女市地区の運営**

(ア) 八女市地区の会費（会員）募集活動

(イ) 八女市地区の運営事務

**ウ 八女市献血推進協議会の運営**

(ア) 八女市献血推進協議会の開催

(イ) 献血（地域献血・職域献血・学域献血）の実施

(ウ) 八女市献血推進協議会の運営事務

### (3) 在宅福祉・福祉施設事業部門

- ① 介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業
  - ア 訪問介護事業・訪問型サービス事業（予防）の実施＜立花支所＞
  - イ 通所介護事業・通所型サービス事業（予防）の実施＜立花支所・星野支所＞
  - ウ 地域密着型通所介護事業・通所サービス事業（予防）の実施＜上陽支所・矢部支所＞
  - エ 基準緩和型通所サービス事業（通所サービスA）の実施＜上陽支所・立花支所・矢部支所・星野支所＞
  - オ 居宅介護支援事業の実施＜黒木支所・立花支所・星野支所＞
  - カ 特別養護老人ホーム事業の実施＜矢部支所＞
  - キ 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の実施＜矢部支所＞
  - ク 生活管理指導短期宿泊事業の実施＜矢部支所＞（市受託事業）
- ② 障がい者福祉サービス事業＜立花支所＞
  - ア 居宅介護事業（訪問介護事業）の実施
- ③ 在宅福祉サービス事業
  - ア 生きがいデイサービス事業の実施＜全支所＞
  - イ 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の実施＜立花支所＞
  - ウ 配食サービス事業の実施＜上陽支所・立花支所・星野支所＞
  - エ シルバーハウジング生活援助員派遣事業の実施＜矢部支所＞
  - オ 外出支援サービス事業の実施＜星野支所＞
  - カ 利用者や家族の生活課題及び福祉課題の把握や解決のための生活支援コーディネーターとの連携
- ④ 高齢者生活福祉センター居住部門の運営＜矢部支所・星野支所＞
- ⑤ 社会事業授産施設（授産所麻生園）の運営＜星野支所＞
  - ア 生活保護法に基づく低所得者等対象施設の運営
  - イ 就労継続支援B型事業の実施
  - ウ 新たな授産製品の開拓
- ⑥ 葬祭事業
  - ア 霊柩車の運行＜黒木支所・矢部支所・星野支所＞
  - イ 葯祭用品の販売、斡旋＜矢部支所・星野支所＞

### (4) 施設管理運営部門

- ① 八女市社会福祉会館の運営＜本所＞
  - ア 貸室管理
- ② 八女市地域福祉センターの運営＜上陽支所＞
  - ア 入浴施設管理、貸室管理
- ③ 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」の運営＜黒木支所＞

- ア 地域交流センター利用促進のための送迎バスの運行
- イ 直売所の運営
- ウ 入浴施設管理、貸室管理

④ 八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」の運営<立花支所>

- ア 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
- イ 食堂事業、売店事業の運営
- ウ 入浴施設管理、貸室管理

⑤ 八女市矢部高齢者生活福祉センターの運営<矢部支所>

⑥ 八女市特別養護老人ホーム「ゆいのもり」の運営<矢部支所>

⑦ 八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」の運営<星野支所>

- ア 売店事業の運営
- イ 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
- ウ 温泉施設管理、貸室管理、レストラン管理

⑧ 星野自給肥料供給施設の運営<星野支所>

## 支所毎の事業計画（再掲）

### 上陽支所

- ① 上陽町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ② 「上陽地区福祉のつどい」を開催
- ③ 小地域福祉活動（福祉部会、ネットワーク推進委員会、福祉委員、見守り連絡員）の推進
- ④ 上陽町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ⑤ 上陽町地域担当の相談支援包括化推進員（まるごとサポート）を1名配置
- ⑥ 日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）専門員の配置
- ⑦ 八女市地域福祉センターの運営
  - ア 入浴施設管理、貸室管理
- ⑧ 地域密着型通所介護事業・通所型サービス事業（予防）・通所サービスA事業の実施
- ⑨ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑩ 配食サービス事業の実施
- ⑪ 福祉生活支援室「ほっと館やめ」の推進
- ⑫ 上陽地区子どもの居場所づくり支援事業「にっこり広場」の実施

### 黒木支所

- ① 福祉有償運送事業の実施（運転ボランティアの確保及び育成）
- ② 小地域福祉活動（福祉部会「福祉のつどい」・福祉ネットワーク推進委員会・ふれあいサロン・福祉委員・見守り連絡員）の推進
- ③ 「黒木町社会福祉大会」（主催：実行委員会）を開催
- ④ 黒木町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ⑤ 黒木町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ⑥ 黒木町地域担当の相談支援包括化推進員（まるごとサポート）を1名配置
- ⑦ 日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）専門員の配置
- ⑧ 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」の運営
  - ア 地域交流センター利用促進のための送迎バスの運行
  - イ 直売コーナーの運営
  - ウ 入浴施設管理、貸室管理
- ⑨ 居宅介護支援事業の実施
- ⑩ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑪ 靈柩車の運行

### 立花支所

- ① 訪問介護事業、しうがい者居宅介護事業を実施するなど、在宅福祉サービス事業の多くを担う在宅福祉拠点支所
- ② 立花町地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ③ 小地域福祉活動（福祉部会、ネットワーク推進委員会、福祉委員、見守り連絡員）の

## 推進

- ④ 立花町地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ⑤ 立花町地域担当の相談支援包括化推進員（まるごとサポート）を1名配置
- ⑥ 日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）専門員の配置
- ⑦ 八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」の運営
  - ア 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
  - イ 食堂事業・売店事業の運営
  - ウ 入浴施設管理、貸室管理
  - エ かがやきの利用促進を目的に「かがやきまつり」を開催
- ⑧ 訪問介護事業・訪問型サービス事業（予防）の実施
- ⑨ 通所介護事業・通所型サービス事業（予防）の実施・通所サービスA事業の実施
- ⑩ 居宅介護支援事業の実施
- ⑪ しうがい者居宅介護事業（訪問介護事業）の実施
- ⑫ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑬ 配食サービス事業の実施
- ⑭ 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の実施

## 矢部支所

- ① 福祉有償運送の実施
- ② 世代間交流事業「ふれあい田んぼ」の実施
- ③ 地域交流事業「ふれあい広場」の開催
- ④ 矢部村地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ⑤ 矢部村地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置
- ⑥ 矢部村地域担当の相談支援包括化推進員（まるごとサポート）を1名配置
- ⑦ 日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）専門員の配置
- ⑧ 小地域福祉活動の推進及び矢部地域づくり協議会との連携（福祉部会、福祉委員及び見守り連絡員の充実）
- ⑨ 買い物支援の展開
- ⑩ 高齢者生活福祉センター居住部門の運営
- ⑪ 特別養護老人ホーム事業の実施
- ⑫ 生活管理指導短期宿泊事業の実施
- ⑬ 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業の実施
- ⑭ 地域密着型通所介護事業・通所型サービス事業（予防）・通所サービスA事業の実施
- ⑮ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑯ シルバーハウジング生活援助員派遣事業の実施
- ⑰ 霊柩車の運行
- ⑱ 葬祭事業の実施（葬祭用品の販売、斡旋）

## 星野支所

- ① 星野村地域の福祉団体、ふれあいサロン関係者及びボランティア団体の活動拠点
- ② 「ほしのシニア福祉大会」の開催～ボランティアと高齢者のつどい
- ③ 星野村地域担当の生活支援コーディネーターを1名配置

- ④ 星野村地域担当の相談支援包括化推進員（まるごとソーター）を1名配置
- ⑤ 小地域福祉活動（福祉部会、ネットワーク推進委員会、福祉委員）の推進
- ⑥ 日常生活自立支援事業（八女あんしんサポート事業）専門員の配置
- ⑦ 八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」の運営
  - ア 総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
  - イ 売店事業の運営
    - ・うきは市社協と連携した日常生活用品・焼きたてパンの販売による買物支援
  - ウ 温泉施設管理、貸室管理、レストラン管理
- ⑧ 通所介護事業・通所型サービス事業（予防）・通所サービスA事業の実施
- ⑨ 居宅介護支援事業の実施
- ⑩ 生きがいデイサービス事業の実施
- ⑪ 配食サービス事業の実施
- ⑫ 外出支援サービス事業の実施
- ⑬ 高齢者生活福祉センター居住部門の運営
- ⑭ 社会事業授産施設（授産所麻生園）の運営
  - ア 生活保護法に基づく低所得者等対象施設
  - イ 就労継続支援B型事業の実施
  - ウ ひきこもりサポート事業と連携した家庭内作業等を通した参加支援の実施
  - エ 新たな授産製品の開拓・販売
  - オ 霊柩車の運行
  - カ 葬祭用品の販売
- ⑮ 星野自給肥料供給施設の運営